

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
令和6 年 4 月 18 日			
長野県知事		様	
提出者			
住 所		長野県飯田市松尾明7716番地 飯田市上下水道局下水浄化センター	
氏 名		所長 原 義彦	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)			
電話番号 0265-23-1772			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、 令和5 年度の産業廃棄物 処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称		竜丘浄化センター	
事業場の所在地		長野県飯田市嶋109番地	
事業の種類		水道業 下水道業 (3631)	
産業廃棄物処理計画における 計画期間		令和5年4月1日～令和6年3月31日	
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目		目標値	
排出量		19,000.00 t	
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		t	
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		t	
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量		18,740.00 t	
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量		t	
全処理委託量		260.00 t	
優良認定処理業者への 処理委託量		260.00 t	
再生利用業者への 処理委託量		t	
認定熱回収業者への 処理委託量		t	
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t	
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)

計画の実施状況

(産 業 廃 棄 物 の 種 類 : 汚 泥)

不要物等発生量

有償物量

排出量
① 19,173.00 t

自ら直接
再生利用した量
② t

自ら直接埋立処分又は
海洋投入処分した量
③ t

自ら中間処理した後
再生利用した量
⑧ t

項目	実績値 (自動)
①排出量	19,173.00 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	t
⑤自ら熱回収を行った量	t
⑦自ら中間処理により減量した量	18,897.62 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	t
⑩全処理委託量	275.38 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	275.38 t
⑫再生利用業者への処理委託量	t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

自ら中間処理
した量
④ 19,173.00 t

④のうち熱回収
を行った量
⑤ t

自ら中間処理した
後の残さ量
⑥ 275.38 t

自ら中間処理により
減量した量
⑦ 18,897.62 t

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量
⑨ t

直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量
⑩ 275.38 t

⑩のうち優良認定
処理業者への
処理委託量
⑪ 275.38 t

⑩のうち再生利用業者
への処理委託量
⑫ t

⑩のうち熱回収認定
業者への処理委託量
⑬ t

⑩のうち熱回収認定
業者以外の
熱回収を行う業者
への処理委託量
⑭ t

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の種類		排出量	自社内処理										委託処理				
			自ら直接再生 利用した量	自ら直接埋立 処分又は海洋 投入処分した 量	自ら中間処理 した量	④のうち熱回 収を行った量	自ら中間処理 により減量し た量	自ら中間処理 した後の残さ 量	自ら中間処理し た後再生利用し た量	自ら中間処理し た後自ら埋立処 分又は海洋投入 処分した量	②+⑧自ら再生 利用を行った量	③+⑨自ら埋 立処分又は海 洋投入処分を 行った量	⑩の委託量の内訳（重複する場合もあり）				
													直接及び自ら 中間処理した 後の処理委託 量	優良認定処理 業者への処理 委託量	再生利用業者 への処理委託 量	熱回収認定業 者への処理委託 量	熱回収認定業 者以外の熱回 収を行う業者 への処理委託 量
		①	②	③	④	⑤	⑦	⑥	⑧	⑨	②+⑧	③+⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
		自ら直接再生利 用した量等を含 めた事業場にお ける産業廃棄物 の合計量	中間処理をせず自ら直接処理した 量		自社内で中間処 理する前の量		④の量から⑥の 量を差し引いた 量	中間処理した後 の残さ物量	自社内で再生利 用する量、又は 他人に売却した 量				自社内で処理を 行わず直接委託 した量と⑥のうち 処理業者に委託 して処理する量	優良認定処理業 者（廃棄物の処 理及び清掃に関 する法律施行令 第6条の11第2号 に該当する者）	中間処理後、有 効利用されてい る場合の委託量 （委託先から別 の業者に売却等 される場合を含 む。）	認定熱回収施設 設置者（廃棄物 の処理及び清掃 に関する法律第 15条の3の3第1 項の認定を受け た者）	認定熱回収施設 設置者以外の熱 回収を行っている 処理業者への焼 却処理委託量
法 律	1 燃え殻																
	2 汚泥	19,173.00	0.00	0.00	19,173.00	0.00	18,897.62	275.38	0.00	0.00	0.00	0.00	275.38	275.38	0.00	0.00	0.00
	3 廃油																
	4 廃酸																
	5 廃アルカリ																
	6 廃プラスチック類																
政 令	1 紙くず																
	2 木くず																
	3 繊維くず																
	4 動植物性残さ																
	5 ゴムくず																
	6 金属くず																
	7 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず																
	8 鋤さい																
	9 がれき類																
	10 家畜ふん尿																
	11 家畜の死体																
	12 動物系固形不要物																
	13 ばいじん																
	14 処分するために処理したもの																
合 計		19,173.00	0.00	0.00	19,173.00	0.00	18,897.62	275.38	0.00	0.00	0.00	0.00	275.38	275.38	0.00	0.00	0.00

※ 総排出量⑩＝②＋③＋（④－⑥）＋⑧＋⑨＋⑩

※記入にあたっては、「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」第3面備考の4を参照してください。